

足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民の禁煙に向けた取組を支援することにより、胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守り、次世代を担う子どもが健やかに成長できる環境の整備を図るため、区民が禁煙のための外来治療及び当該外来治療に要する調剤（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他医療保険各法に規定する療養の給付の適用となるものに限る。以下「禁煙外来治療」という。）を受けた場合に、禁煙外来治療に要した費用を助成する事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱の規定による助成金（以下「本助成金」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、区長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 第5条の規定による登録申請を行う日において、満20歳以上である者
- (2) 第5条の規定による登録申請を行う日から第7条の規定による交付申請を行う日までの間において、継続して足立区に住民票を有することが住民基本台帳により証明できる者
- (3) 第6条の規定による登録を行う決定（以下「登録決定」という。）を受けている者
- (4) 区長が指定する医療機関のいずれかにおいて禁煙外来治療を受け、医師の指示を遵守し、定められた治療過程を終了した者
- (5) 本助成金又は公的機関による本助成金と目的を同じくする助成金の交付を受けたことのない者
- (6) 本助成金の交付後に足立区が実施する事後アンケート調査、広報活動等への協力に同意する者

(助成対象経費)

第3条 本助成金の交付対象となる経費は、禁煙外来治療に係る次に掲げる費用のうち、助成を受けようとする者が支払ったものとする。

- (1) 初診料
- (2) 再診料
- (3) ニコチン依存症管理料
- (4) 処方料及び処方箋料
- (5) 調剤基本料、調剤料及び薬剤服用歴管理指導料
- (6) 薬剤料（医師の処方に基づき購入する禁煙補助薬に限る。）
- (7) その他特に区長が必要と認めた経費

(助成金の額)

第4条 本助成金の額は、予算の範囲内において、前条の交付対象となる経費の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度においてその額から除くものとする。）とする。ただし、上限を20,000円とする。

(登録の申請)

第5条 本助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、足立区子

どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業登録申請兼承諾書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を区長に提出し、又は足立区ホームページに定める足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業登録申請兼承諾専用お問合せフォームによる登録申請（以下「電子申請」という。）を行い、登録決定を受けなければならぬい。

（申請者の登録）

第6条 区長は、前条の規定による登録申請書の提出又は電子申請があつたときは、第2条第1号、第2号（前条の規定による登録申請を行う日における住民票の有無に限る。）、第5号及び第6号に該当するか否かについて審査し、登録の可否について決定し、足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業登録審査結果通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により登録を行うことを決定したときは、足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業登録台帳へ記載する。
- 3 登録の有効期間は、登録日から起算して1年以内とする。
- 4 区長は、登録者が前項の有効期間内に禁煙外来治療における定められた治療過程を終了しなかった場合は、本助成金の交付を受ける意思がないものとみなし、当該登録を削除することができる。

（助成金の申請）

第7条 登録決定を受けた申請者は、禁煙外来治療における定められた治療過程が終了したときは、速やかに足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業助成金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 禁煙外来治療に要した医療費及び薬剤費の領収書及び明細書の原本
 - (2) その他区長が特に必要と認める書類
- 2 本助成金の申請は、原則として禁煙外来治療における定められた治療過程が終了した月の翌月の末日までに行うものとする。

（助成金の決定及び支払）

第8条 区長は、前条の申請を受けたときは、助成の可否を決定し、足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業助成金支給・不支給決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、助成の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業助成金請求書兼口座振替依頼書（別記第5号様式）により区長に本助成金の支払を請求するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による請求があつたときは、指定銀行等口座へ本助成金を振込むものとする。

（助成決定の取消し）

第9条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により本助成金の助成決定を受けたとき。
 - (2) 本助成金の助成決定の条件に違反したとき。
 - (3) 足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第7条に規定する、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- 2 区長は、前項の規定により本助成金の助成決定を取り消したときは、足立区子ども

の健康を守る卒煙チャレンジ支援事業助成取消通知書（別記第6号様式）により助成決定者に通知する。

（助成金の返還）

第10条 区長は、前条の規定により助成金の助成決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の助成金が交付されているときは、助成決定者に対して期限を定めて返還を命じるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（31足衛こ発第1272号 令和2年3月31日区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（2足衛こ発第1469号 令和3年3月31日区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（7足衛こ発第797号 令和7年11月28日区長決定）

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。